

厚岸町規則第6号

厚岸町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月9日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

・厚岸町介護保険条例施行規則（平成13年厚岸町規則第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第27条第3項に規定するただし書」を「第27条第3項ただし書」に改める。

第12条の2中「第59条の2」を「法第59条の2」に改める。

第19条第3項第7号ア中「第1号」を削り、「同号」を「同項」に改め、同号イ中「第2号」を削り、「同号」を「同項」に改め、同項第8号ア中「第1号」を削り、「同号」を「同項」に改め、同号イ中「第2号」を削り、「同号」を「同項」に改める。

第23条第1項中「第171条の2」を「第172条の2」に改める。

第10号様式及び第11号様式中「不服の申立」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に改める。

第13号様式、第14号様式、第16号様式及び第20号様式中「不服の申立」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に、「北海道保健福祉部介護保険課」を「北海道 部 課」に改める。

第23号様式、第26号様式及び第29号様式中「不服の申立」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に改める。

第32号様式、第34号様式、第36号様式及び第38-1号様式中「不服の申立」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に、「北海道保健福祉部介護保険課」を「北海道 部 課」に改める。

第38-3号様式及び第38号の4様式中「不服の申立」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に改める。

第40号様式、第42号様式、第44号様式、第47号様式及び第49号様式中「不服の申立」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に、「北海道保健福祉部介護保険課」を「北海道 部 課」に改める。

第51号様式中「異議の申立」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「6月以内」を「6か月以内」に改める。

第52号様式から第54号様式の規定中「不服の申立」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「6月以内」を「6か月以内」に改める。

第55号様式中「不服の申立」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に、「北海道保健福祉部介護保険課」を「北海道 部 課」に改める。

第56号様式中「この通知書の記載事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日より起算して60日以内に町長に対して異議の申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として(町長が被告の代表者になります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続き

の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。」を「この処分について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（正当な理由がある場合はこの処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に北海道介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から6か月以内（正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。住 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道 部
課電話011—231—4111」に改める。

第58号様式、第59号様式、第61号様式、第62号様式、第64号様式、第65号様式、第69号様式、第72号様式、第73号様式及び第76号様式中「不服の申立」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「6月」を「6か月」に、「北海道保健福祉部介護保険課」を「北海道 部 課」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に利用した介護サービスの取扱いについては、なお従前の例による。